



## 《会計・税務の知識》エンジェル税制再考

エンジェル税制は個人投資家（エンジェル）からベンチャー企業への投資の促進を狙いとして平成9年に導入されました。その後、各種の拡充が図られ、ベンチャー企業を支援する投資家に与えられる優遇措置は順次拡充されています。

今一度制度のおさらいをしてみます。

### 1. 概要

エンジェル税制とは、一定の要件を満たした企業に対して個人が投資を行った場合、投資時点と売却時点で税制上の優遇措置を受けることができる制度です。

### 2. 優遇措置

#### (1) 投資時点

	内容	上限
A	(対象企業への投資額－2,000円)をその年の総所得金額から控除	総所得金額の40%と1,000万円の低い方
B	対象企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除	なし

当初は優遇措置Bのみであったために、株式投資をしていて売却益が出ている方でなければメリットがありませんでしたが、平成20年度税制改正によって優遇措置Aが追加され、メリットを享受できる対象者が広がりました。

一般的に、給与などの所得が多い方はAの方が、給与などの所得は少ないが株式の売却益が多い方はBの方が有利となります。

#### (2) 売却時点（損失発生時）

対象企業の株式の売却によって生じた損失は、他の株式譲渡益と通算できるだけでなく、通算しきれなかった損失は翌年以降3年間繰り越すことができます。

さらに、対象企業が上場しないまま破産、解散等して株式が無価値となった場合でも売却時と同様に損失の通算・繰越ができます。

エンジェル税制の対象でない未上場株式への投資では、損失の繰越はできず、無価値となった場合の損失もないものとされていることから、エンジェル税制では投資が失敗に終わった場合の救済措置が設けられているといえます。

### 3. 要件

主な要件は以下の通りです。

#### (1) 企業の要件

- ・優遇措置Aは創業（設立）3年未満、Bは同10年未満の中小企業者で、試験研究費等が売上高比3%超、営業キャッシュフローが赤字などの一定の要件を満たすこと（設立からの年数によって要件が異なります）

- ・特定の株主グループからの投資合計が6分の5を超えないこと

- ・資本金1億円超等の大規模法人のグループでないこと
- ・風俗営業等を行っていないこと

#### (2) 個人の要件

- ・金銭出資により株式を取得していること
- ・対象企業の特別関係者でないこと

### 4. 留意点

- ・ストック・オプションの行使により取得した株式であっても、税制適格でなければ対象となります。

- ・投資時点の優遇措置は所得税のみであり、住民税についての適用はありません。

- ・配偶者や親族などへの売却の場合には売却時点の優遇措置は適用できません。

### 5. 手続

(1) 投資を受けた企業が、自社及び投資家がエンジェル税制の対象となることの確認申請を行い、経済産業大臣より確認書の交付を受けます。

(2) 上記確認書等を添付して投資家が確定申告を行います。

### 6. 平成24年度税制改正（大綱）

平成24年度税制改正においては、社会福祉、環境保全等の特定地域再生事業を行う一定の会社についてエンジェル税制の対象に追加することが予定されています。

### 7. おわりに

平成20年度の税制改正を受けて、同年度の投資額は大きく伸びましたが、世界的な不況の影響が災いし、投資の増加は1年限りで低調となっています。

しかし、企業は、自社がエンジェル税制の対象となるかどうか事前確認を受けることができ、これによって企業は投資をしようとする個人に対してエンジェル税制の適用企業であることを説明することができます。

投資家にとってメリットのある制度であり、創業期のリスクマネーを必要とするベンチャー企業にとっても資金を呼び込むツールとなり得ますので、一度検討してみたいはいかがでしょうか。

（担当：小松 満義）

参考資料：『エンジェル税制のご案内』経産省